

令和5年度

危機管理マニュアル

枚方市立東香里小学校

【1. 防災計画】

1. 目的

児童が、学校生活における非常災害から自ら身を守る意識と態度を育てる。
教職員は日常的に火災等の災害発生を未然に防ぐよう努める。非常災害発生の際には、迅速、適切に行動し児童の安全を守ると同時に、施設その他の物的被害の軽減に努める。

2. 防災組織及び役割分担

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 総指揮 | 校長 |
| (2) 指揮連絡、点検係 | 教頭 教務主任 |
| (3) 消火係 | 居合わせた教職員 |
| (4) 児童避難誘導 | |
| 1年 | 2年 |
| 3年 | 4年 |
| 5年 | 6年 |

支援
担外

(5) 救護係

(6) 物品搬出係

3. 年間計画

4月	通学路確認	10月	班長会議
	保護者付き添い登校	11月	避難訓練（火災）
5月	避難経路確認	1月	保護者付き添い登校
	避難訓練（地震）	2月	班長会議
	引き取り訓練	3月	班別集団下校
6月	避難訓練（不審者）		
	班長会議		
9月	班別集団下校（危険箇所確認）		
	避難訓練（風水害）		
	保護者付き添い登校	毎月1日	安全点検

4. 災害対策

(1) 地震の場合

① 地震のときの対応

- | | |
|------|------------------------------------|
| 在校中 | ・避難訓練のとおり行動する。 |
| 登下校中 | ・児童はできるだけ建物近くから離れる。 |
| | ・自動車等に注意しながら各班で決めた一時避難場所に集まり様子を見る。 |
| | ・その後、登校時は学校へ、下校時は学校または自宅に帰る。 |
| | ・教師は速やかに担当地区へ駆けつけ、適切な指導をする。 |
| | ・保護者に連絡し、児童の安全・保護者の協力を依頼する。 |

② 地震についての学習

- ・地震とはどういうものかについて知る。
- ・集団下校に地震が起きたときの行動について話し合う。（地区児童会）
- ・登下校時・地震発生の一時的避難場所を知る。（登校班毎）
- ・家族との連絡先等を話し合っておく。

③ 地震の避難訓練

地震発生

避難指示

児童を揺れがおさまるまで机の下に身をふせさせる。

教師は教室の火を消し、窓、入り口ドアを開ける。

児童誘導

児童をすみやかに運動場（安全な場所）に避難誘導させる。
（頭上に教科書、座布団等をあてる）（担任はトイレ等も見て回る）
（おさない、はしらない、しゃべらない）

人員確認報告

運動場にクラス毎に並べ、児童の人員確認をし、担当者に報告する。
配慮を要する児童の担当（支援学級担任）

避難訓練講評

(2) 風水害の場合

① 風水害のときの対応

- ・ 在校中、風水害により緊急に下校させる場合は、班別集団下校をさせる。地区毎に人員確認の上、担当者が引率して下校させる。保護者に途中まで迎えを頼むこともある。
- ・ P T A生活指導委員会に協力依頼して、児童の通学路を保護者に知ってもらうため、年2回（4月、9月）付添登校をする。
- ・ 4月に「【保存版】「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」発表時の措置について」のお知らせを保護者に配付する。

② 風水害についての学習

- ・ 風水害の恐ろしさを知る。
- ・ 風水害のときの校区の危険な箇所を知る。
- ・ 登下校時の安全な行動について話し合う。

③ 風水害避難訓練

通報

風水害の状況及び指令を知る。



児童移動指示

児童は、地区の教室に集まる。（教室の窓を閉め、各自持ち物を点検）
（登校班班長は、1年生を誘導する。）



地区児童会

担当者は人員を確認し、下校時の注意をする。



集団下校

班毎にならび、担当者の引率により下校する。
配慮を要する児童の担当（支援学級担任）

(3) 火災の場合

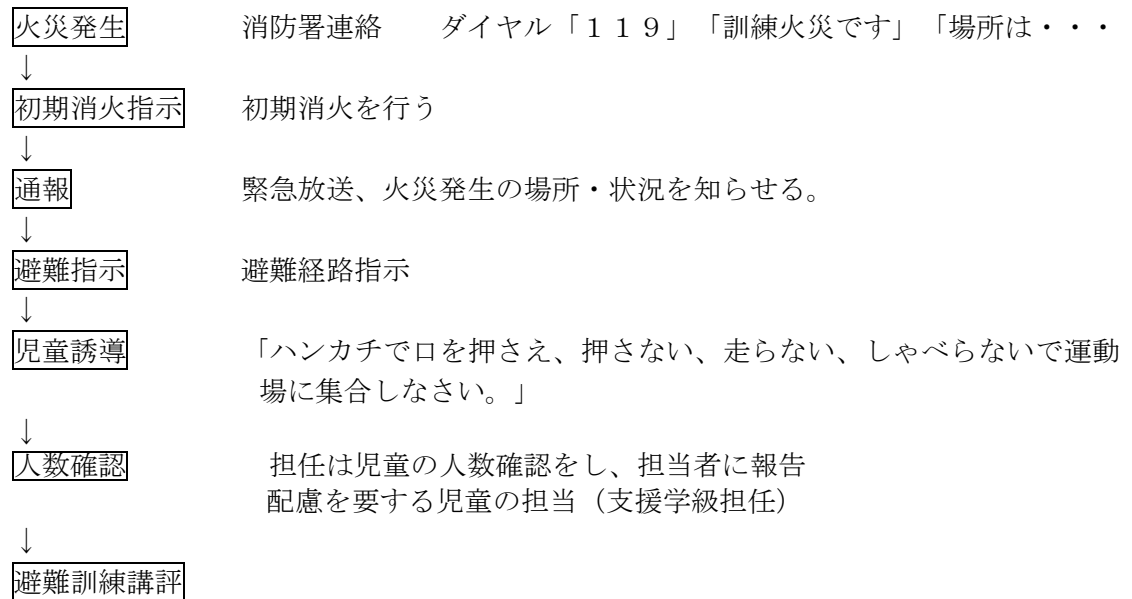
① 火災のときの対策

- ・ 火災発生時は、すべての教職員は初期消火を心がける。
- ・ 職員は日頃から火災報知器、緊急放送、消火器、消火栓の取り扱いを心得ておく。
- ・ 教職員は、火災発生時の自己の役割を自覚し、迅速、的確な行動をする。
- ・ 授業中の火災発生時は、避難訓練の通り行動する。
- ・ 初期消火のためバケツに水を入れておく。

② 火災についての学習

- ・ 火災のおそろしさについて知る。
- ・ 火災の起こる原因について知る。
- ・ 自分たちで気をつけることを話し合う。
- ・ もし、火災が起こったときどうするかを考えさせる。

③ 火災の避難訓練



地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

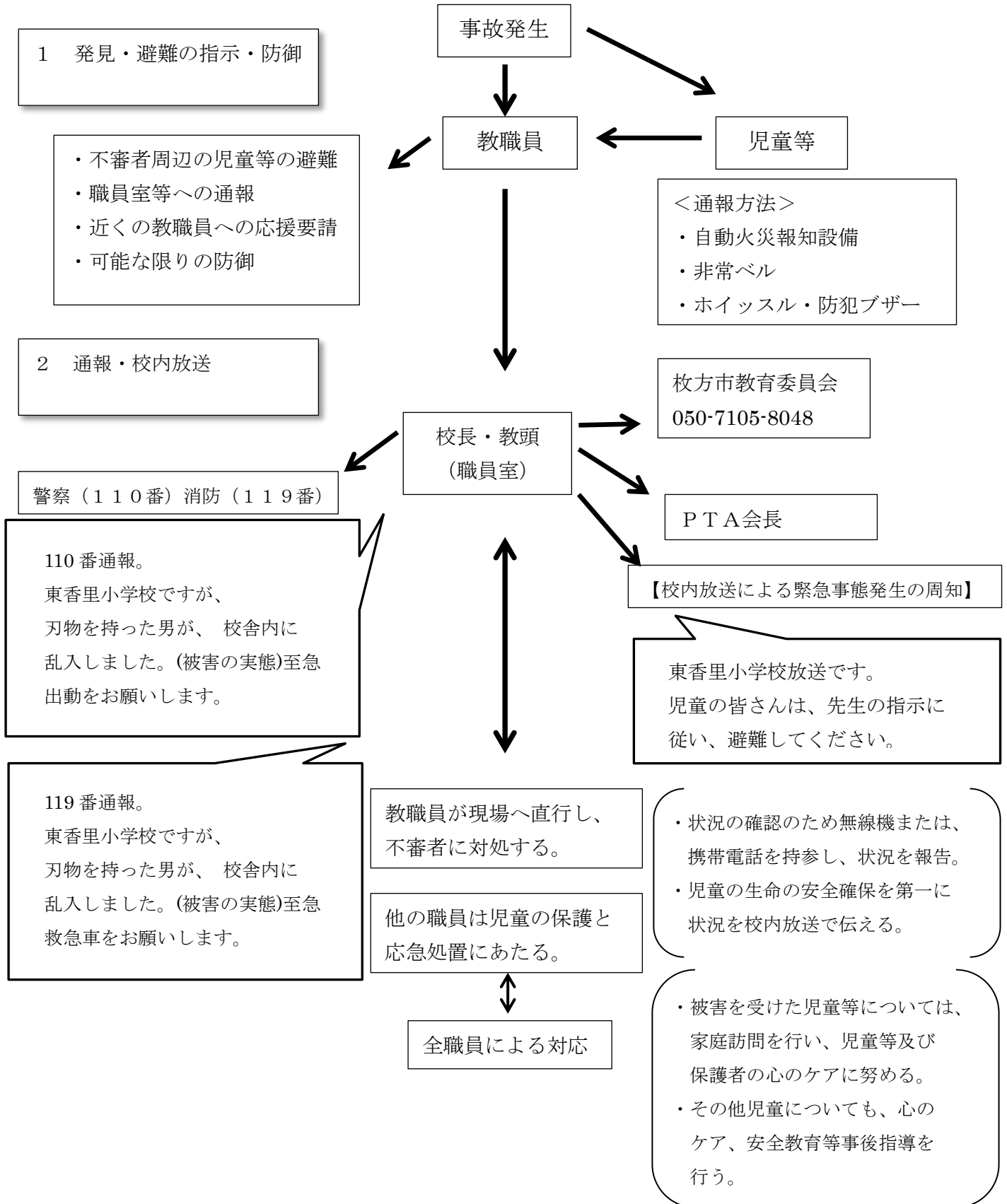
「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」 発表時の措置について

特別警報	I：枚方市に、午前7時の時点で『特別警報』が発表されている場合は、臨時休校とします。			
	II：登校後に『特別警報』が発表された場合は、原則として全児童学校待機とします。状況に応じて枚方市教育委員会と連携し、その後の対応を決定します。 (基本的には、保護者の方に迎えをお願いすることになります)			
暴風警報・暴風雪警報・洪水警報	I：枚方市に『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』のいずれか一つでも発表された場合			
	午前7時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ解除になるまで自宅待機とします。	
	午前9時現在	発表中	◇児童の登校は見合わせ解除になるまで自宅待機とします。	
		解除	◇第2校時(9時35分)より授業を行います。 ◇9時10分に集合場所に集合し、集団登校させてください。	◇給食はあります。下校は平常通りです。
	午前10時現在	発表中	◇臨時休校とします。	
		解除	◇第3校時(10時40分)より授業を行います。 ◇10時15分に集合場所に集合し、集団登校させてください。 ◇12時20分頃より下校します。	◇給食はありませんので、ご家庭で昼食の用意をお願いします。
	II：登校後に「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」が、発表された場合は、地区ごとに教師引率のもと、直ちに集団下校させます。(学校待機の児童は、迎えをお願いします。)			
III：留守家庭児童会は、午前11時の段階で休室の判断になります。午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より(※午前9時から午前10時の間に解除されたときは午後0時15分から)開室します。(詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください)				

【留意事項】 ・教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせは、ご遠慮願います。
・気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、お知らせします。

【2. 不審者対応】

（1）学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合の対応



校長・ 教頭	陣頭指揮、警察・教育委員会・P T Aへの連絡・報告、 報道機関への対応、
担任等	避難誘導、安全確認、保護者への引き渡し、被害児童等の 家庭訪問
養護教諭	応急処置、救急車への同乗、医療機関との連絡調整
事務職員等	電話対応、各種連絡等

3 事後の対応

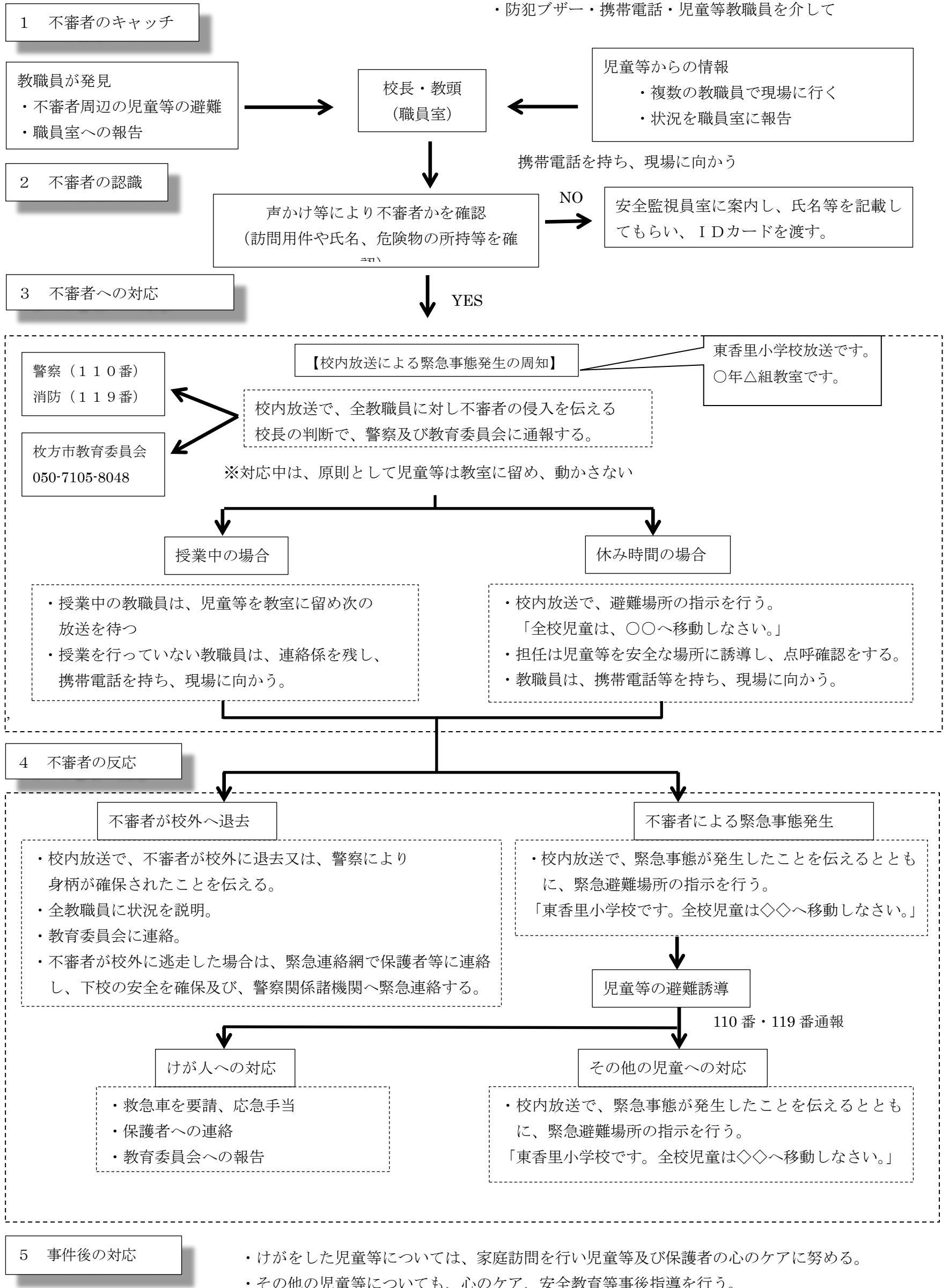
- ・速やかに教育委員会と協議の上、保護者集会を開き説明を行う。
- ・事件の経緯やその後の学校方針を示す。
- ・必要に応じて、警察・保護者及び地域関係者への巡回要請、カウンセラーの

設置を検討。

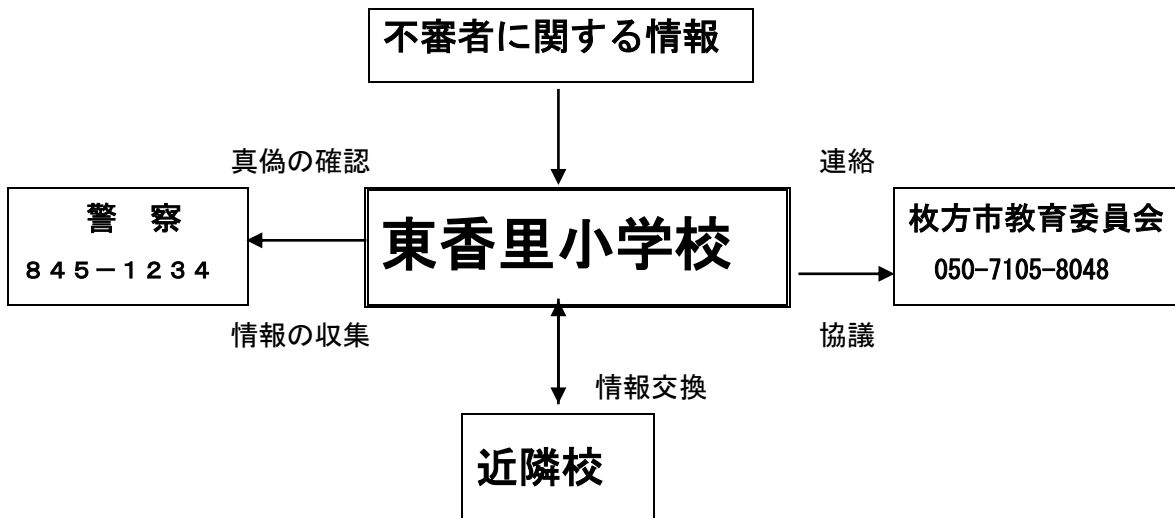
(2) 不審者が学校内に侵入した場合の対応

<通報方法>

- ・自動火災報知設備・非常ベル・ホイッスル
- ・防犯ブザー・携帯電話・児童等教職員を介して



(3) 学校外から不審者情報が入った場合の対応



- ・監視体制の強化・警察への巡回要請・通学路の安全確保・集団下校
- ・登校指導・PTAへの付き添い指導要請等
- ・1学期に不審者対応の避難訓練を実施

※ 学校の電話番号 050-7102-9168
 東香里小学校調理場 072-854-8685
 東香里小学校留守家庭児童会 072-854-8839

※ 関係機関
 所轄の警察署 枚方警察 072-845-1234
 所轄の消防署 枚方寝屋川消防署 072-852-9900
 川越消防署 072-852-9820

最寄りの医療機関 東香里病院 072-853-0501

近隣の学校 東香里中学校 050-7102-9230
 春日小学校 050-7102-9024
 香陽小学校 050-7102-9080

枚方市教育委員会 児童生徒支援課 050-7105-8048

(4) 危機の予知・予測、未然防止に向けた取り組み

児童への指導

【教室・廊下などで】

- ・ 近づかない
- ・ 相手と反対側へ逃げる。(教室では相手から遠い入口へ)
- ・ 大声を出す。
- ・ 助けを求める。
- ・ 他の先生に知らせる。(火災報知器等も使う。)
- ・ 決して対抗しない。

【運動場などで】

- ・ 近づかない。
- ・ 逃げる。
- ・ 大声を出す。
- ・ 助けを求める。
- ・ 先生に知らせる。
- ・ 決して対抗しない。

【登下校中や地域で】

- ・ 常にホイッスルを携帯する。
- ・ 近づかない。
- ・ 誘いにのらない。(知らない人に声をかけられても絶対についていかない。)
- ・ 「いや」とはっきり言う。
- ・ 逃げる。
- ・ ホイッスルをふく。
- ・ 大声を出す。
- ・ 通りがかりの人や、近くの人に助けを求める。(子ども110番の家の周知)
- ・ そのような出来事に出合ったり、見かけたら、早く大人に知らせる。
- ・ 家にいるときは、鍵をかける。
- ・ 決して対抗しない。

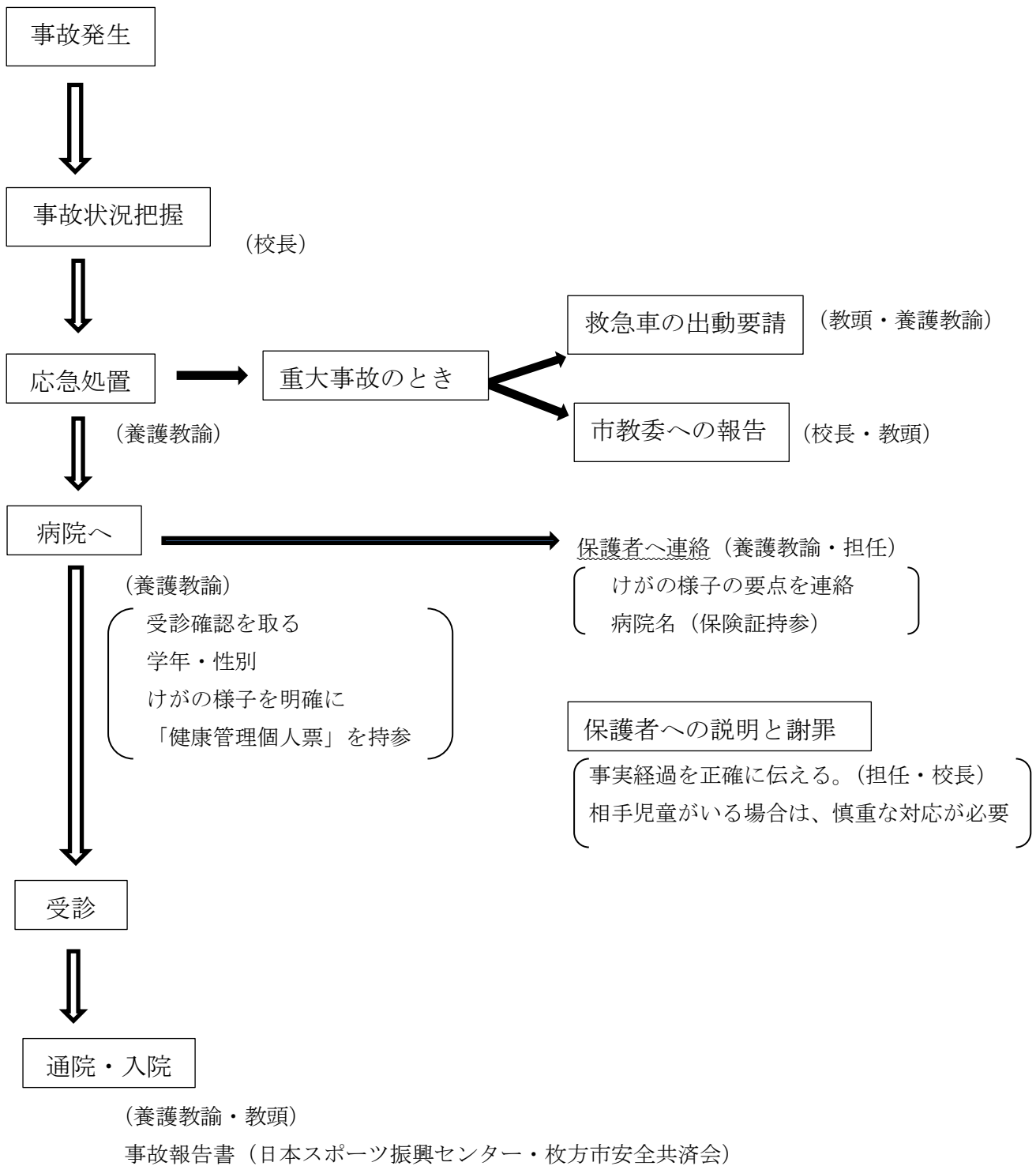
担任として

- ・ 今いる場所からの避難方法を確認しておく。
- ・ 時々、廊下等の安全確認をする。
- ・ 放課後、児童だけで教室等に残さない。
- ・ 防犯ブザーの点検をしておく。

【緊急事態の場合】

- ・ 不審者周辺の児童等をすばやく避難させる。
- ・ 非常ベルや火災報知器、防犯ブザー等により、事件の発生を速やかに周囲に知らせる。
- ・ 通報装置、携帯電話、児童等を介して職員室に通報する。
- ・ 大声を出したり、児童等に指示したりして、近くの教職員の応援を求める。
- ・ 机、いす、ほうき等により、可能な限りの防御を行い、応援が来るまでの時間を確保する。

【 3. 事故発生時の対応】



※事故後の対応

全教職員への説明→児童安全指導の徹底

保護者への事後対応

【4. 令和5年度学校安全計画】

※学級活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

		4	5	6	7・8	9	
月の重点		通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時に安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動しよう	
道徳		規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	
安全 全 学 習	生活	・地域めぐり時の交通安全	・町探検時の交通安全 ・スコップの使い方	・公園までの交通安全	・虫探し、まち探検時の交通安全	・はさみの使い方	
	理科	・野外観察時の交通安全 ・虫めがね、移植ごとの使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方	
	社会						
	図工	・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンパスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、くぎ抜きの使い方	・木づち、ゴム、電動のこ、ニスの使い方	・作品の安全な操作	
	家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	
	体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・鉄棒時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・集団演技、行動時の安全	
	総合的な学習の時間	「町たんけん」（3年）、「くらしやすい街づくり」（4年）、「生活のなかでの様々な安全」（5年）、					
教育 全 指 導	学級活動	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の約束
		中学年	●通学路の確認 ●誘拐の起こる場所 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室（3年）	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●防犯にかかわる人たち	●夏休みの安全な過ごし方 ●自転車乗車時のきまり ●落雷の危険	●運動時の安全な服装 ◎校庭や屋上の使い方のきまり
		高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪 ●安全な委員会活動	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ●交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣水泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯教室（4、5、6年）	●自転車の点検と整備の仕方 ●夏休みの事故と防止策 ●落雷の危険	●運動時の事故とけが ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策
	児童会活動	・1年生を迎える会 ・クラブ活動・委員会活動開始	・児童集会	・児童集会	・児童集会	・児童集会	
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・春の交通安全運動	・防災避難訓練（地震） ・防災引き取り訓練 ・校外学習	・防災避難訓練（不審者） ・林間学校 ・プール開き		・防災避難訓練（風水害） ・秋の交通安全運動	
	安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方
対物管理		・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認（点検方法等研修含む）	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	
学校安全に関する組織活動（研修含む）		・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検 ・防犯に関する研修（緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検） ・救命救急講習（AED）研修		・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・防災に関する研修（訓練時）	

●・・・短い時間の指導

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気を付けよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
・たけひご、つまようじの使い方 ・太陽観察時の注意	・おもちゃづくりの安全 ・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・はさみ、ステープラーの使い方 ・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・児童文化祭の出し物作成時の安全 ・スコップ、ナイフの使い方	・昔遊びの安全な行い方 ・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・移植ごての使い方 ・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の扱い方
関東大震災(6年)			私たちの国土(台風)(5年)		くらしを守る(災害が起きて)(3・4年)
・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜きの使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な使い方
・用具操作の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全

「社会の一員として活動しよう」(6年)

◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・遊具の安全な遊び方	●安全な登下校 ◎校庭や屋上の使い方のきまり	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休みの安全な過ごし方	●「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ●暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	●安全な登下校 ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休み中の事故やけが	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール 暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
・児童集会	・仲良し行事	・児童集会	・児童集会	・児童集会	児童集会
	・修学旅行 ・防災避難訓練(火災)				・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車、バスの安全な待ち方と乗降の仕方 ・駅、バス停周辺の安全確認	・安全な登下校 ・通学路の確認	・凍結路や雪道の歩き方 ・校内危険箇所の点検	・災害時の身の安全の守り方 ・防災用具の点検、整備	・道路標識の種類と意味 ・学区内の安全施設の確認	・1年間の評価と反省 ・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域教育会議 ・防災に関する研修(訓練時)	・年末年始の交通安全運動の啓発 ・応急手当(止血等)		・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・校内事故発生状況と安全措置に関する研修

【6. Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応】

あらかじめ教職員間でIの通り確認・情報共有し、政府から発射情報が発信された場合はⅡ・Ⅲの通り対応する。

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 児童の避難方法や安全確保の方策

下記「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に対応する。

2 児童の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用する。

Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 児童には、必要以上に不安にさせることがないように、十分配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行う。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等



状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海 外に落下	日本の上空 を通過	領土・領海 に落下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km） または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校外・園外活動時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

【 7. 熱中症防止に係る取組】

【熱中症予防対策温湿度計と掲示用資料「環境条件を知って熱中症を予防しよう」の設置場所と活用】

① 設置場所

温湿度計・・・管理棟と教室棟の渡り廊下1階
(屋根下・柱)

掲示資料・・・管理棟と教室棟の渡り廊下1階
(掲示版)

② 活用方法

全教職員に周知している。保健主事を中心とし、
熱中症予防の指標としている。

【運動会・体育祭に向けた練習の際の熱中症防止に係る取組】

平素より多めのお茶やスポーツドリンクを持参させている。戸外での運動時間中だけでなく、運動の前後にも学級・学年及び学校全体で水分補給の時間を設定している。

【運動会・体育祭を実施する際の熱中症防止に係る取組】

各家庭から多めのお茶を持参させ、昼食後にお茶を足すようにしている。

また、平成30年度から全学年の児童席にテントを設置し、熱中症対策を講じている。

【その他の屋外・屋内の教育活動の際の熱中症防止に係る取組】

① 体育の授業

各自水筒を運動する傍に持って行き、20分位に一度の水分補給タイムを確保している。

② 水泳学習時

プールサイドにお茶やスポーツドリンクを各自持って行き、20分位に一度の水分補給タイムを確保している。

③ 校外学習時

全学年学校から目的地までバスで移動し、適宜水分補給している。

④ 休み時間

担任から声掛けをし、各自水分補給している。

